

令和5年1月25日

学長決定

本指針は、本学としての基本原則を定めるものであり、日本学術会議「科学研究における健全性の向上について」（平成27年3月6日）を参照している。

## 1. 目的

本指針は、本学において研究を行う研究者（以下、研究者）が、責任ある研究活動を遂行し、知的成果を守り社会に対する責任を果たすために、研究データの保存及び管理に関する基本原則を定めるものである。

## 2. 研究データの記録，保存及び管理義務

研究者は、責任ある研究活動を行い、信頼性のある方法で研究を進め、研究データを記録し、錯誤の生じないように扱わなければならない。

これらのデータ類は、仮説と検証への疑念が生じた際には、必要に応じて第三者が検討できるように整理され、保存されなければならない。

研究データは、「将来それらを利用する可能性及び有用性」と「保管・保存のために投入する資源（労力、スペース及び費用）」の比較衡量をふまえ、研究成果の発表後、一定の期間、適切に管理・保存し、必要に応じて開示しなければならない。

## 3. 保存義務の対象，保存期間，保存方法

(1) 実験・観察による研究活動においては、その過程を実験ノートなどの形で記録に残すものとする。実験ノートには、実験等の操作のログやデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成するものとする。実験ノート等は研究活動の一次情報記録として適切に保管するものとする。

(2) 論文や報告等の研究成果発表のもととなった研究資料（文書、数値データ、画像など）は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存するものとする。画像については、変更履歴の残るソフトウェアを使用すべきである。

保存に際しては、後日の参照が可能となるようにメタデータの整備や検索可能性／追跡可能性の担保に留意する。なお、すでに公開されている資料を研究に用いる場合には、その資料を研究者個人が保存しなくてもよい。

(3) 資料（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存するものとする。

なお、紙媒体の資料等についても少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。

(4) 試料（実験試料、標本）や装置など「もの」については、当該論文等の発表後5年間保存するものとする。ただし、容易に再調整できるもの、保存・保管が本質的に困難なもの、保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りではない。

#### 4. 個人情報保護等他の法的規制との関係

個人情報等、その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドラインに従うものとする。また、特定の研究プロジェクトに関して成果物の取扱いについて資金提供機関との取り決め等がある場合には、それに従うものとする。

#### 5. 指針の適用時期

この指針は、令和4年4月1日から適用するものとする。